

## 東金市都市計画審議会会議録

日 時 令和4年11月18日(金) 午前10時00分から午前11時15分まで  
場 所 東金市役所 5階 会議室  
出席者

【委員】 藤井 敬宏会長 (日本大学理工学部教授)  
大沢 昌玄委員 (日本大学理工学部教授)  
金子 祐介委員 (城西国際大学観光学部助教)  
日色 真帆委員 (東洋大学理工学部教授)  
前嶋 康夫委員 (東金商工会議所会頭)  
増田 祐子委員 (1級建築士 千葉工業大学非常勤講師)  
相京 邦彦委員 (東金市議会議長)  
伊藤 博幸委員 (東金市議会副議長)  
佐竹 真知子委員 (東金市議会総務常任委員長)  
上野 高志委員 (東金市議会文教厚生常任委員長)  
宮山 博委員 (東金市議会建設経済常任委員長)  
加賀谷 美弥子委員 (千葉県山武地域振興事務所長)  
荒木 健一委員 (千葉県山武土木事務所長)  
内山 真司委員 (山武郡市広域行政組合消防長)  
織田 正行委員 (公募委員)  
長島 正委員 (公募委員)  
(以上16名)

【事務局】 鹿間市長・安川都市建設部長  
[都市整備課] 片岡課長・飯塚主幹・有働副主幹兼計画係長・子安主査補、林主任主事

### 議案

- (1) 審議会会長及び副会長の選出について
- (2) 東金都市計画ごみ処理施設の変更について(報告)

### 議事

片岡課長の司会進行により開会する。

鹿間市長の挨拶の後、審議会委員及び事務局の紹介を行う。

委員17名のうち半数以上の16名が出席しており、東金市都市計画審議会条例(以下、条例という。)第5条第2項の規定を満足しているため、審議会が成立していることを報告する。

### 議事 (1) 審議会会長及び副会長の選出について

現在、委員の改選により会長・副会長2名が空席となっており、委員の互選により藤井委員が会長に選出され、会長より挨拶があった。

議事進行にあたり、条例第5条第1項の規定により、会長に会議の議長をお願いする。

副会長の選出については、条例第4条第3項の規定により会長が指名することとなっており、藤井会長より、大沢委員と相京委員の2名が指名された。

藤井会長より、議事録署名人として金子委員と長島委員が指名される。

## 議事 (2) 東金都市計画ごみ処理施設の変更について (報告)

【藤井会長】議事に移らせていただきます。「東金都市計画ごみ処理施設の変更について」ということで、事務局より報告をいただきますが、冒頭市長のご挨拶もありましたが、都市計画の配置を皆様にご議論いただくこととなります。都市計画審議会において、都市計画法に基づいていけば、法律としてそれでよいと判断することももちろんございますが、いろいろと懸念されることもあるという中で、意見につきましては、いろいろな意見をお持ちの委員もいらっしゃるかと思いますので、そのお話を伺いながら、最終的には都市計画審議会の要点として、審議すべきところに絞って、ご判断を最終的にいただくという形をとりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 《説明：有働副主幹》

【藤井会長】ありがとうございました。丁寧にご説明いただきまして、ご理解いただけたかと思えます。まず、皆様方にお配りしましたパワーポイント資料の右下の方に小さなページ番号が振ってありますので、パワーポイント資料7ページをお開きいただきたいと思えます。最後は環境アセスとの関連との日程をご説明いただいたのですが、こちらの方に都市計画の手続きといったところが7ページに記載されております。その中で、本日の都市計画審議会は報告事項ということでございますので、今後都市計画決定していただく上で、どういう内容かというところをご理解いただくといったところを踏まえ、本日こういった内容を説明させていただいている。最終的に都市計画審議会で何を決定していくかという、8枚目といったところの、都市計画の場合には、どうしても権利制限に関わるものが基本的なものということで、名称、場所、面積といったところを決めるということですので、基本的にはここだけ決めればよいということになります。ただし、これを決めるにあたっては、どういう内容の施設ができるの、本当にこの面積で足りるの、そういったことは内容を理解しないとその判断がつかないということで、今回かなり丁寧に後半の部分のご説明をいただいたということかと思えます。最終的には8ページのところ、令和5年度といったところで、その場所でいいよね、この面積でいいね、というかたちでご判断をいただく機会が出てくることをご理解いただければと思います。それでは、その具体的な決定を来年度していくにあたりまして、ただいまご説明いただいた内容につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、承っていききたいと思います。どの観点からでも結構でございますので、お手を挙げて、ご発言いただければと思いますが、いかがでございませうでしょうか。

佐竹委員お願いいたします。

【佐竹委員】丁寧な説明ありがとうございました。何点か確認させてください。まず18ページです。搬入経路についてというところで、この中で運搬経路というのは茶色の実線になっているわけなんですけど、県道の124号を通過して市道2198号に入っていくことになっているんですけども、実際問題として、下の広域農道だったりとか、赤い実線の山武市との境界のあたりとか、こちらの右側の方のルートを通るといったことはないんでしょうかというのが1点です。ひとつずつ聞きます。それを教えてください。

【事務局】資料25ページをお願いいたします。方法書説明会の段階では、右側からの広域農道から山武市域を通るルートも想定しておりました。しかしながら、方法書に対する住民意見ということで、廃棄物運搬車両の走行ルートにつきましては、ごみ収集しない地区と

なる山武市内の成東鳴浜線沿道の生活環境への影響を考慮し、清掃組合の方で関係機関との協議を踏まえ、国道 126 号線側から搬入するというルートに変更しております。

【佐竹委員】成東方面は通らないということですね。次 23 ページのところの環境影響評価の手の進捗について方法書のところの説明をいただいたわけなんですけど、この説明会が計 4 回各市町それぞれ 1 回ずつ開催されていますが、この参加者どのくらいいらっしゃいますでしょうか。

【事務局】計 4 回開催しております、まず 4 回の合計としましては 64 名になります。最初開催しました東金の平日の回で 13 人、日曜日の東金会場で 12 人、山武市の日曜日の開催で 26 人、九十九里での開催、日曜日につきましては 13 人、合計で 64 人参加いただいております。

【佐竹委員】ありがとうございます。合計 64 名の方が参加いただいたわけなんですけども、方法書に書いてある住民意見の概要ということで、25 ページに記載をいただいているわけなんですけども、施設供用前後の環境調査などについては協議していくということに変更なしということで、協議はこれを見るとされるのかされないのか。

【事務局】変更なしというところがございますが、別途協議というものは継続して協議してまいるんですが、環境影響評価の中の影響の範囲外になりますので、環境影響評価のアセス、環境影響評価とは切り離して別途対応していくというようにしてございます。図書としてこの中に入れ込むのではなく、別途対応していくというようにしてございます。

【藤井会長】大丈夫ですか。それではその他いかがでございましょうか。  
相京委員をお願いします。

【相京委員】順不同になってしまうと思いますが、まず基本的なところがここの議論になるかわかりませんが、この計画自体が例えば処理能力だとか、それがどこかに書いてあったかと思うんですが、平成 10 年段階だったか、この数値は当初計画がもうすでに 10 年ぐらい前かなと思うんですけども、その後の人口減少問題であるとか、あるいは社会的な変更の中でこの能力の見直しというのは何かあったんでしょうか。

【事務局】まず、処理能力についてになります、人口減少下における施設規模の算定になりますので、建てた施設が過大すぎるですとか、または処理能力が足りなすぎるとならないように検証はしております。

同じようなご意見としましては、方法書に対する千葉県環境影響評価委員会の中でも同様の意見がございまして、こちらにつきましては、施設の稼働日数を調整したりですとか、ごみピットの容量、マテリアルリサイクル施設やヤード面積の活用などにより処理能力の中で十分足りると組合の方で検証はしてございます。

【事務局】補足でございまして、ごみ処理量につきましては、清掃組合で作っております、ごみ処理基本計画が元になっておりまして、こちらは 5 年ごとに見直すとされております。その中で平成 28 年度だったかと思うんですけども、こちらの方の推計値を利用しております。その中で、先ほど私のご説明の中で清掃組合がごみ処理基本計画の見直しを行っている最中で、この値が変わるかもしれない話を差し上げたところとございまして、新たなごみ処理基本計画では、直近のごみ処理の実績値、あるいは、構成市町村との減量化の取組み、こちらを踏まえた中で、再度見直す。そういった状況があると、ここに示している数値が若干変化することもあるのかなと。しかしながら今、処理能力としては 125t、18t で計画している処理施設の大きさ自体には影響がないかというような検証をしてございます。

【相京委員】建物自体に関しまして、これどういうかたちで面積が出されてきたのかちょっとわからないところがありますけども、例えば、この総面積に関しては、処理能力を基本にすれ

ばこれだけの建物が必要だということでしょうか。この建物を建設するには周りの緑地を含めてこれだけの総面積が必要だというような、そのような計算で面積を出されているわけですか。

【事務局】今回の事業でございますが、面積につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり候補地の公募を行った段階で、応募のあったところを総合的に選んでいく考えで、その中でまず面積を検証しております。それで、去年やったのがごみ処理施設の基本設計というものを組合の方でやっているんですけども、具体的に今、3.51ha としている中での配置計画というものを定めているのが資料の 16 ページ、必要となる施設がこういうものです、それぞれの面積がこうだと、それに対して配置した設計上の基本設計での考え方というものが 17 ページという形になってございまして、はじめから個々の面積、必要な施設が何平米という形で積み上げたものではないと聞いてございます。

【相京委員】わかりました。そうしますとこの総面積というのは、あくまでも施設の最小限度の面積という理解をしてもよろしいでしょうか。

【事務局】最小面積というのは、最低限必要な面積だということでございますか。

【相京委員】お聞きしたかったのは、例えば施設の中に緑地を少し、築山を作って外からの、景観的なものを入るとかいう意味で、例えば施設はこれだけあればいいけども、景観だとかそういうものを、周り考えると、もうちょっとこう広げて用地を確保するとか、そういう意味でお聞きしたんです。

【事務局】今のところ用地買収等はございませんで、基本設計とおっしゃっているところと、実はですね、昔の時代ですと基本設計があって、それに基づいて仕様発注という形だったんですけども、今民間の活力を導入するような考えの中で、発注形態で民間活力を導入するような手法を採用したいという中で、仕様発注でなく性能発注というかたちになるので、こういうごみを処理できる能力を有するにはあなた達どういう風になりますかっという形になっているんですね。それなので、受注した企業、事業者、業者さんの提案によって施設の面積や配置は変わってくるんですけども、それでも必要な面積の中で、おっしゃられた最大限の緑地を確保するようなかたちになっております。

【相京委員】説明はわかりました。それでは次に 19 ページのところの雨水の排水ですけども、これ最終的には作田川へ排水するんですが、これは事業地外のところの水路を当然使うわけですけども、その改修を行うということなんでしょうか。

【事務局】処理場に接する直近の水路を改修するだとか、具体的などころまでは把握しておりませんが、地元への対応はあると聞いてございます。作田川ではなく、その手前の水路については、要望等を踏まえ調整していると聞いてございます。

【相京委員】わかりました。雨水の計算上出てくるかと思えます。その水路が、水量が確保できるかは別かもしれないので、その工事の可能性としては出てくると考えてよろしいんですかね。その雨水がこの面積の中の雨水の問題、今までもどこかの水路を使って排水していたと思えますけども、今度新しく出てきたここ 1 か所の水路に持って来るとなると、ほかに流れていた水がここに来るわけなので、今までの既成の水路では少しオーバーフローなんじゃないかということを考えれば、この改修も入るのかという、そういう心配したんですけども。

【事務局】排水路、今おっしゃられた流量の件でございますが、処理施設の中で、調整池を配置する計画でございまして、基本的には調整池からの流量調整を行ってですね、流量を貯めて絞って流すというかたちで、流量的には影響がないような形で清掃組合と、それぞれの水路の管理者と協議をしております、その中で断面等が決まってくるという考えで、処理施設の建設としては影響を与えないような流量調整で流すというのが基本的な考

えでございます。

【相 京 委 員】 それでは最後の質問なんですが、20 ページ、ここは私は前から関心を持っていたのですが、エリアの近くに成東・東金食虫植物群落があります。これについては工事中あるいは建設が完成してからの、地下水位の高さが私は大変関心を持ってみているわけですが、これは工事中の、例えば、水を汲み上げて工事をするとかいう時に、全体、周りの地下水位が下がってしまうとか、それで植物群落に影響があるとか、あるいは建設されてから地下水を汲み上げるようなことがあった場合にもその辺の影響があるかどうかとか、調査とか、建設工事中、あるいは建設されてからの恒常的な確認、そういうものは行うんでしょうか。

【事 務 局】 食虫植物群落につきましては、地域固有のものになり、私どもも重要視してございます。食虫植物群落自体は、影響を及ぼす範囲の外だというような場所なんですけども、私どもが重視している中で、環境影響評価手続の中でも千葉県知事意見において、水質、土壌及び地下水への影響がないよう十分に配慮することとの意見が出てございます。今ご質問がございました地下水の点でございますが、掘削工事及び地下構造物の存在による地下水位の低下が考えられる。事業区域及び食虫植物群落内での地下水位の測定結果を踏まえ、影響が考えられることから、実際に調査を実施しております。この結果、地下水への影響が食虫植物群落へ及ぶことはないかと予測しております。調査につきましては、水位だけではなく、何箇所か観測孔を掘った中で、それぞれの地下水位の高さから、水の流れの方向も検証しております、そういうものを踏まえた中で、地下水への影響を予測してございます。

配慮する事項でございますが、ごみピットなど地下水位より深く地下の方に掘削する工事については、適切な地下水処理工法だとか、正確には工事の施工計画書などで示される点になるかと思いますが、工事の中でも十分に配慮しながら進めていきます。あるいは工事の開始前から供用開始後1年間まで地下水位のモニタリング調査を実施すると準備書の方では記載し、現在、調整しているところでございます。

【藤 井 会 長】 それではその他ご質問等ございますでしょうか。

織田委員どうぞ。

【織 田 委 員】 2点ほどお伺いしたいのですが、まず1つ、土地利用関係の面積関係、先ほどもあったひとつなんですけども、将来的に建て替えが必要になった時の用地について、基本的に都市計画を考える時に、それについても確保していくのが望ましいと指針が何かにあったような気もするんですけども、将来建て替えになった場合にどうするのか、そのへんをお伺いしたいのと、もう1点は今後公聴会とか、意見書が出ると思うんですけど、その利害関係人の範囲ですか、私勉強不足でよくわかっていないんですが、隣の山武市の島区などが公聴会や意見書を出せる利害関係人の範囲に入るのか、その辺の確認だけお願いします。

【事 務 局】 1点目の建て替えの件でございますが、この事業自体を進めているのは3つの市町で構成する一部事務組合の形になります。その中で我々が都市計画決定権者になるものから、将来建て替えの際どうするんだということは問うております。しかしながら、組合の方ではそこはまだ決まっていないと。あくまでも今回処理施設を建設するための公募を行った用地でございます、現段階では明確には決まっていないということでございます。利害関係人に関してなんですけども、その近くを通る者、通行する者も利害関係人に当たってくると思いますので、近くに住宅地があります島地区の住民の方についても利害関係人に該当してくるのかなと思っております。

【織 田 委 員】 ありがとうございます。

- 【事務局】大網を入れた理由は何だったのかということかなと思ったんですけど、大網については今回の構成市町村として施設を使っていたかという中で、近接する東金・九十九里以外の大網についても今回縦覧をかけていただけるということでございます。
- 【織田委員】今伺いたしたのは、環境のあれで住民意見が出てるのが東金市じゃなくて隣の山武市からだいぶ意見が来ている中で、今回公聴会を開く、もし意見が出れば公聴会を開くというのはありますし、それについて審議会の中でも考えなければならぬですし、案を縦覧かけて意見書が提出された場合、審議会がいいか悪いかという判断しなきゃいけない中で、つい最近ありました船橋かな、区画整理の審議会で、やっぱり区域じゃない下流側、河川、放流される下流側の住民からの意見が出て確か審議会の中で意見をつけて承認した関係もあったと思いましたので、もしかするとこの今の説明会の中でも、隣の山武市側の住民の関心の方が大きいのかなという中で、伺いたしたわけです。
- 【藤井会長】ありがとうございました。どうしても市境といったところがありますので、そういったところで沿線関連のステークホルダーがどういった形で関与してくるかといったところで、特に、先ほどのご説明で十分かと思いますが、いかがですか。
- 【事務局】私どもの方といたしましても危惧しているところがございます。その中で、清掃組合につきましては、特に意見が出た山武市の方に、住民の説明だとかそちらの方を手厚くやっていく、あるいは先ほどお話がありましたけども、継続的な調査をやるから調整していくといったことについては引き続き丁寧な対応を継続していくと。仮に反対意見などが出て手続が遅れるということも考えられますので、この辺を考慮して十分な対話をしてくれというような調整をしているところでございます。
- 【織田委員】ありがとうございます。
- 【藤井会長】それではその他いかがでしょうか。日色委員どうぞ。
- 【日色委員】2つお伺いしたいんですけど、1つは10ページ、位置っていう表で、説明があったんですけど、検討して処理量の結果125tという数字とのことだったんですけど、この表だけ見ると、現在のものが210tで、今度は125tってというのがこの図だけ見ると思うので、もしお示しする資料では何かもうちょっとうまく説明しておかないと「ずいぶん少なくしてるんだけど大丈夫なんですか」という懸念が出るのかなと思いました。お話を聞いてわかりましたけど、資料としてはもう少し説明資料が付いた方がいいのかなと思います。これは意見です。
- もう1つは18ページのところで、搬入経路ですけども、県道124号から市道2198に行くところがかなり鋭角に曲がるので、こっって安全性とかどうなるんだろうなと思ひまして、交通事故などその辺は何か検討されて、資料とかあるのかなとお伺いしたい。
- 【事務局】12ページをお願いいたします。右下の市道2198号線と示している写真が交差点から少し入ったところございまして、このような状況でございます。こちらにつきましては、今後道路整備を予定してございまして、その中で交差点の改良についても検討していくような形となります。以上でございます。
- 【藤井会長】それでは先ほどご意見あったところはどのようなエリアのごみを処理するかによって変わってくるかなと思いますので、このところを図面でわかるようにしておく方がより丁寧でいいですよということですね。よろしくお祈いします。
- それでは、その他いかがでしょうか。増田委員お祈いします。
- 【増田委員】同じく搬入経路についてですけれども、市道2198号線の整備も計画されているとのことでしたけれども、おそらくこの計画というのがある程度具体的に記されていることが、これから後、必要になってくるのではないかなと思いました。というのも、この新しいセンターが作られた際には、それまでのクリーンセンターの利用状況と同様に一般市民

の持ち込みができるという予定であるのであれば、大きな収集車以外の一般の車もかなり出入りをすることになると思います。道路幅も非常に狭いですし、農地を道路にしていくということになれば、そういった説明も必要だと思います。そして一昨年台風 15 号があった時に、現在のクリーンセンターは搬入道路が全部塞がれてしまって処理ができないという事態が何日も続きましたので、この場合水害が心配になるかなという風に思っています。なので、こちら市道ということですので、処理センターの敷地内以外の搬入の道路も非常に重要になると思いますので、そのあたりの計画も少し具体的に今後お示しいただけたらいいのかなという風に思いました。

**【事務局】** まず、ごみの搬入でございますけれども、今まで通り一般の方の搬入もございます。その中で、おっしゃられているように、具体的な計画を進めているところでございまして、今後の説明会等の資料の中では、実際どうなるんだっていうところを含めてどのような資料を出していいのか、どこまで出せるのかということも検討しながら、引き続き検討していきたいと考えているところでございます。

また、搬入路の水没ということでございますが、こちらの方も清掃組合に確認いたしまして、どのような考えなのか、再度、処理場自体の方は水没しないように整備していくということは、環境影響評価の中でも記載してございますが、そちらの進入路につきましても確認していきたいと思っております。

**【藤井会長】** ありがとうございます。それではその他いかがでしょうか。大沢委員どうぞ。

**【大沢委員】** 2点ほどございまして、1点目は先ほどお話があったのですが、災害のリスクに対して施設サイドでは対策するというところだったんですが、具体的には嵩上げか何か。どんなリスクに対してどの程度の対応をする予定であるのか。最後のページにスケジュール概要ってあるんですが、先ほどもご意見あったように、もうちょっと丁寧に書いた方がいいんじゃないかなと思っていまして、「都市計画案の縦覧」って書いてありますけど、この後意見書の提出がありますので。最後の、告示が抜けてますけど、告示・縦覧には意見書が当然出せないの、そこの違いはしっかり示しておいたほうがといいのではないかとというのが1点目と、それから縦覧期間なんですが、千葉県条例を存じ上げていないんですが、基本的には先ほどの見て1か月、都市計画の手続きは普通14日間、さらに2週間と言うんですが、基本的には法で言うと、都市計画の縦覧のときは1か月、1か月の、意見書提出がたしか2週間だったかと思うのですが、それを準拠するというところでいいのかという確認と、そうやってきた時に、手前の都市計画の手続の都市計画概要の縦覧については、これは既存の都市計画法の14日間、2週間ということでのやるのか、ということについてお聞きしたいと思います。

**【事務局】** 災害リスクに対する対応についてご説明いたします。まず浸水対策につきましては、想定浸水深が最大となる作田川において、想定される規模の浸水が発生した場合も備えられるよう、事業実施区域内において、現状 4.3mから計画高 5.6m までの嵩上げを行う計画でございます。耐震対策については、大地震発生後に、構造体に大きな損傷がなく、人命の安全確保に加えて、機能確保が図られるよう、建築構造物やプラント設備等の設計を行っていくという計画でございます。停電対策でございます。浸水対策を講じた非常用電源を確保しまして、非常用電源の駆動に必要な容量の燃料貯留槽を設置する計画でございます。断水対策でございます。外部からの用水の供給途絶があっても、1週間程度の用水の確保できるように各水槽の容量を確保する計画でございます。あと上ガスの対策もありまして、建物内にメタンガスが溜まらないようガス抜き管や立ち上がり管、換気口にてメタンガスの屋外放出を図っていく計画でございます。スケジュール概要についてのところでございます。まず準備書の縦覧と都市計画案の縦覧のところでご

ざいます。準備書と都市計画案の縦覧を併せて行うということですので、準備書の縦覧期間に合わせた形で縦覧を行っていきます。都市計画案の概要縦覧については、14日間の縦覧期間で行っていく予定でございます。以上でございます。

【大 沢 委 員】意見書の提出は、通常だと都計法では縦覧期間内ですけど、条例だと縦覧期間外まで認めることになるんでしょうか。住民の皆様の対応で変わってくるかと思っております。

【事 務 局】準備書に併せて行いますので、準備書と都計案の縦覧後、期間外についても受付ができるものになります。

【大 沢 委 員】そのへん住民のみなさんに説明する時に混乱が起きないようにご配慮いただくと同時に、先ほどもご意見があったようにこの回で意見書を審議するということになりますので、その点もぜひ確認していただけると。これもし素案の概要の縦覧自体で、意見書が出て公聴会での発言規模、どういった体制でやるのかといったところも決まっているという理解でよろしいでしょうか。

もし決まっていなかったら、スケジュールが遅れてしまうと大変なことになると思うので、あらかじめそういった公聴会は、公聴規模、公聴会での発言を希望するしないとか、公聴会に都計審のメンバーは出るのかどうか、公聴会の要領を決めておき予め準備しておくことをお勧めしたい。

【藤 井 会 長】その通りで、公聴会を基本的になしという前提にしてしまうと後で大変なことになりますので、基本的には準備をする。なければそのまま事業を進める。やはりこのスケジュール概要、今ご確認あったように、ザクッと年度の幅で切っているの、今後具体的に出てくる時には概ねの記述であるとかがわかるような形の記載にさせていただくと、どのタイミングでどういった形で事業を展開していくかがわかるかと思っておりますので、次の時には少し詳細といった形で示していただければと思います。

その他いかがでしょうか。かなりご意見いただいて具体的な手続の話、それから今お二方からもこれから行ってくる縦覧、またその公聴会といったところで、どういう意見があるかということを受けた形でまた皆様方に事務局としての考え方を提示していただきながら、この場所で、これぐらいの規模で運用できるといったところをご判断いただく機会がありますので、また、ご不明な点があれば、事務局の方にご意見等あげていただくということでも構わないかなと思っておりますので、ぜひそういった形で進めていただければと思います。それでは他にないようですので、報告事項につきましては以上という形で終わらせていただきます。

## その他

【藤 井 会 長】続きまして、議題の「その他」でございますが、皆さまから何かございますでしょうか。特によろしゅうございますか。

それでは、審議会の私がお預かりする議事は以上でございます。誠にありがとうございました。これ以降は事務局へ進行を戻させていただきます。ありがとうございました。

## 閉会

【事 務 局】藤井会長、また委員の皆さまには、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。本日の議事録でございますが、議事録署名人にご署名をいただきました後、委員の皆さまには、その写しを送付させていただくことで考えてございます。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、東金市都市計画審議会を閉会いたします。本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。

以上をもって、午前11時15分に閉会となる。